参考資料２

# 有明海・八代海等総合調査評価委員会関係法令等

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（抜粋）.....1

有明海・八代海等総合調査評価委員会令.....2

有明海・八代海等総合調査評価委員会の運営方針について.....4

# 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（抜粋）

（調査研究の実施及び体制の整備等）

第十八条　国及び関係県は、有明海及び八代海等の海域の環境の保全及び改善並びに当該海域における水産資源の回復等による漁業の振興を図るため、次に掲げる調査を行うとともに、その結果を公表するものとする。

一　干潟と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

二　潮流、潮汐等と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

三　有明海及び八代海等の海域に流入する水の汚濁負荷量と当該海域の環境との関係に関する調査

四　有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流況と当該海域の環境との関係に関する調査

五　有明海及び八代海等の海域に流入する河川の流域における森林と当該海域の環境との関係に関する調査

六　土砂の採取と有明海及び八代海等の海域の環境との関係に関する調査

七　有明海及び八代海等における赤潮、貧酸素水塊等の発生機構に関する調査

八　有明海及び八代海等の海域の環境と当該海域における水産資源との関係に関する調査

九　前各号に掲げるもののほか、有明海及び八代海等の海域の環境並びに当該海域における水産資源に関する調査

２　（略）

（有明海・八代海等総合調査評価委員会）

第二十四条　環境省に、有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の所掌事務等）

第二十五条　委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国及び関係県が第十八条第一項の規定により行う総合的な調査の結果に基づいて有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うこと。

二　前号に規定する事項に関し、主務大臣等に意見を述べること。

２　委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

３　委員会は、毎年、その所掌事務の遂行の状況を分かりやすい形で公表するものとする。

（委員の任命）

第二十六条　委員は、環境の保全及び改善又は水産資源の回復等に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。

（政令への委任）

第二十七条　前三条に規定するもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

**有明海・八代海等総合調査評価委員会令**

（組織）

第一条　有明海・八代海等総合調査評価委員会（以下「委員会」という。）は、委員二十人以内で組織する。

２　委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

３　委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

（臨時委員等の任命）

第二条　臨時委員は、環境の保全及び改善又は水産資源の回復等に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。

２　専門委員は、当該専門の事項に関し十分な知識と経験を有する者のうちから、主務大臣と協議の上、環境大臣が任命する。

（委員長）

第三条　委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（委員の任期等）

第四条　委員の任期は、二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

３　専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

４　委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

（部会）

第五条　委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。

３　部会に部会長を置き、委員長の指名する委員がこれに当たる。

４　部会長は、部会の事務を掌理する。

５　第三条第三項の規定は、部会長に準用する。

６　委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

（議事）

第六条　委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

２　委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
３　前二項の規定は、部会に準用する。

（幹事）
第七条　委員会に、幹事を置く。
２　幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。
３　幹事は、委員会の所掌事務について、委員及び臨時委員を補佐する。
４　幹事は、非常勤とする。

（庶務）
第八条　委員会の庶務は、環境省水・大気環境局海洋環境課において処理する。

（雑則）
第九条　前各条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

有明海・八代海等総合調査評価委員会の運営方針について

平成15年2月7日
委 員 会 決 定

| 事　　項 | |
|---|---|
| 1　会議の招集 | 委員長は、有明海・八代海等総合調査評価員会（以下「委員会」という。）を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議案を、委員並びに議事に関係のある臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）に通知するものとする。 |
| 2　会議の公開及び出席者について<br>（1）会議の公開について | ①　会議は、公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には非公開とするものとする。<br>②　委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができる。 |
| （2）代理出席について | 委員等の代理出席は認めない。欠席した委員等については、事務局からの資料送付等により、会議の状況を伝えるものとする。 |
| （3）関係行政機関の職員の出席について | ①　委員会の幹事及び審議案件の事務局である行政機関の職員は会議に出席することができる。<br>②　上記以外の行政機関の職員の出席については、その官職、氏名を明らかにし、委員長の承認を得るものとする。 |
| 3　会議録等について<br>（1）会議録の内容について | ①　会議録は、発言内容を精確に記載するものとする。<br>②　会議録の調製に当たっては、当該会議出席委員等の了承を得るものとする。 |
| （2）会議録の配布について | 会議録は、委員等に配布するものとする。 |

| | |
|---|---|
| （3）会議録及び議事要旨の公開について | ①　会議の会議録及び議事要旨は、公開するものとする。<br>②　会議の会議録及び議事要旨の公開は、環境省ホームページへの掲載及び環境省閲覧窓口への備え付けにより行うものとする。 |
| 4　小委員会について | ①　委員会は、委員会の所掌事務の効率的な遂行に資するため、必要に応じ、その定めるところにより、小委員会を置くことができる。<br>②　小委員会に属すべき委員、臨時委員又は専門委員は、委員長が指名する。<br>③　小委員会に小委員会委員長を置き、委員長の指名によりこれを定める。<br>④　小委員会委員長は、議長として、小委員会の議事を整理する。<br>⑤　委員長は、小委員会に出席し、意見を述べることができる。<br>⑥　小委員会の運営に関し必要な事項は、小委員会委員長が定めることができるものとする。 |
| 5　その他 | 上記に規定するもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定めることができるものとする。 |